

朝鮮居留地における日本人の生活態様

木 村 健 一一

はじめに

一九一〇年の併合時点で朝鮮には約十七万人の日本人が在留していた。その出身地は、山口・長崎・福岡・広島・大分など西日本の各県が多く、職種は商業二八%、雑業二一%、官公吏十五%の順であった。⁽¹⁾本稿では、この併合を前後する時期の朝鮮在留日本人の生活態様を検討することを課題とする。具体的には、制度的側面として旅券、在留届、徴兵検査について、生活実態面として収入と衣食住、生活環境について、精神生活面として娯楽・余暇や宗教などについて検討する。それらを通して、朝鮮居留地に日本人がどのような生活世界を形成し、それが日本の朝鮮植民地化にいかなる意義を有したのか、

その過程で西洋・日本・朝鮮の各文化がおりなす接触の諸局面がどのようなものであったかについて明らかにしたい。

この問題に関する従来の研究は、梶村秀樹が先駆的である。⁽²⁾そこでは、差別や優越感を持ち、現地にとけ込まない官吏などの姿が指摘されているが、生活の実態にまで立ち入って検討したものではない。また近年では、朝鮮の一地域である巨文島に限定して、植民地下における日朝の文化接触の諸局面を描き、今日まで残っているものと消え去ったものという整理をした崔吉城や中村均の研究がある。⁽³⁾ここでは時期と場所を、植民地化が進行し、かつ日本人の定住も進む日露戦争から第一次大戦までの居留地とし、異文化接触の初発の過程での政策とその実

施プロセスの特徴や、日本人内部の出身地域差・階層差を考慮しつつ検討していく。

資料は、記者や執筆者の主観および世論誘導的側面は入るものの、居留地の生活模様をリアルに描いた記事も多く、一定の傾向を浮きぼりにできると考え、『朝鮮之実業』（一九〇五年五月創刊、のち『滿韓之実業』に改題、以下『実業』と略す）、『朝鮮』（一九〇八年三月創刊、のち『朝鮮及滿州』に改題、以下『朝鮮』と略す）など、当時朝鮮で発行された日本人雑誌の記事を中心にした。

I 居留地への進出と制度

1 旅券の発給

一八七六年釜山開港後、朝鮮へ渡航する日本人は日本政府より旅券の発給を受けなければならなかった。政府は七八年、旅券の発行所を広島、山口、対馬などに拡大し、朝鮮進出者の多い地域の人々へ便宜をはかる。発行手数料も同年より八一年まで、通常二円のところを五〇銭に値下げする。また何度か退去処分を行ったり渡航禁止令を出しつつも、居留民側の要請もあって、一八九九

年には旅券発給を迅速化すべしという通牒を発し、一九〇〇年には通漁者の旅券を免除し、日露戦争時の一九〇四年十一月にはいっその便宜をはかって外務次官通牒により「本人希望ノ外ハ一切旅券ノ携帯ヲ要セズ」とする。⁽⁴⁾

こうした便宜政策は、非勢力圏であるアメリカ方面への渡航の場合には行っておらず、多くの在留者を送り込み、居留地に日本社会を形成し、勢力の扶植をはかうとする意図が背景にあったとみることができる。⁽⁵⁾

2 在留届と戸籍法

日露戦争以前に渡航した日本人は、釜山の事例では三日以内に居留地役所と警察署に渡航届を出すことになる。長期在留の場合、強制ではなかったが戸籍謄本を持参し、それを居留地役所にあずけ、身分に関する書類発行の際の参考とした。

また、出生・死亡に関しては、三通を居留地役所を経て領事館警察署に届け出て、うち一通を領事より外務省を経て原籍町村役場に回付し、入籍・除籍となった。⁽⁶⁾一九〇六年に理事庁が設置されてからは同所がこれを担当した。

併合ののち理事庁が廃止されると、生死に関しては日本内地の本籍地戸籍吏に直接届け出なければならなかった。しかし手続き上不慣れ・不明があったため、台湾の例にない、総監部・警察署・駐在所憲兵隊・憲兵分遣所で受け付け、内地の戸籍吏へ送付し、受理の日付も朝鮮での受け付けの日付とした(『朝鮮』三八号)。死亡した場合は、当初は茶毘にふしていたが、のちには居留民会設置の火葬場において火葬し、遺骨は共同墓地ができるまでは関係寺院にあずけるか郷里に持ち帰っていた。⁽⁷⁾

一九一一年六月に総督府は、府令第七五号「宿泊及居住規則」により居住者登録制を導入し、二〇日以上居住するものは、一〇日以内に氏名・本籍・生年月日・居住所・職業・前居住所・戸主非戸主の別を居留民団役所を経て警察署に届け出ることを義務づけた。⁽⁸⁾しかし居留民たちとしては、定住が進行することともあいまって、現住地の本籍化、すなわち戸籍法の制定を求めることになるが、参政権や徴兵制の朝鮮人への適用がネックとなつて、実現するにいたらない。⁽⁹⁾

3 徴兵検査

一八七三年の徴兵令の制定、八九年の同改正に基づき、

壮丁男子は徴兵検査を受けなければならなかった。その場合、ハワイの契約移民は帰国するに及ばずという措置がとられたが(渡航時に適齢前のものはチェックされた)、朝鮮にあつては本籍地に帰つて受検していた。

一八九六年三月に政府は、勅令一一二号「徴兵事務条例」第六十三条「徴兵令ヲ施行セザル地ニ寄留ノ者ハ寄留地最寄ノ徵募区ニ於テ身体検査ヲ受クルコトヲ得」を出し、九九年四月の改正(勅令一一三号)により朝鮮在留者にも適用されるとした。さらに政府は一九〇三年九月、勅令一五二号「台湾居住者及韓国在留者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」により具体的実施細則を定め、京城の駐割隊で〇四年三月に初めて検査を実施した。しかし朝鮮各地に在住しているものにとっては、わざわざ京城まで出かけていくのは不便であつて、場所によっては本籍地に帰つたほうが早いということもあった。そこでさらに〇六年十二月に勅令三一八号「台湾、樺太、韓国、清国等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件」を公布し、所在地付近の軍隊または領事館において受検し得るとし、朝鮮では京城・仁川・釜山・平壤・鎮南浦・新安・元山・義州・咸興で実施した。⁽¹⁰⁾

こうした措置は一面では便利であったが、朝鮮在留者に手放しで歓迎されたわけではなかった。受検の結果合格すれば抽選により二年間の兵役に服す（一九一一年の徴集率は二〇％であった）という義務に対して、彼らは○九年の帝国議会に、清韓方面は「我国人の発展すべき地なるに因せず単に英米に渡航する者にのみ徴兵猶予の特典を付与するは当を得ず」として請願を出す（『朝鮮』三巻二号）、「猶予」実現には至っていない。さらに一三年には、政府は植民地在住日本人の検査忌避者に対して、本籍地徴兵官から出頭命令を出し、違反者を内地の裁判所で処罰する旨の陸軍省通達を出している⁽¹⁾。つまり、検査忌避者が少なからず存在したことを物語るものであり、軍部と一体となって進出したとはいえ、朝鮮在留者にとっても二年間の兵役義務がいかに苦痛であったかがうかがえよう。

II 家庭生活

1 家計

日露戦後期における朝鮮在留日本人の収入状況をみると、表1、表2のようになる。上は韓国統監から下は

表1 統監府及理事庁職員給与一覧（単位：円）

職 種	本 俸	在勤俸	交際手当
韓国統監	500	500	1000
総務長官	1 級 375	375	250
	2 級 333	333	250
農商工務総長 及警務総長	1 級 292	292	
	2 級 250	250	
理 事 官	3 等 1 級 233	233	125 以内
	7 等 2 級 83	83	
通訳官及 副理事官	4 等 1 級 183	183	
	8 等 2 級 58	58	
理事庁警 視	5 等 1 級 133	133	
	8 等 2 級 50	50	

① 「勅令 273 号」（1905 年）、「勅令 162 号」（1906 年）（『法令全書』）より作成

② 総長までは 1905 年、理事官以下は 1906 年の数値である。

③ 判任官の在勤俸は 900 円（月額 75 円）以内とされた。

婢まで、相当の格差のあることがうかがえる。そうした格差は東拓の社員内部や居留民団の吏員内部においても同様に顕著であって、民長・助役と使丁・給仕では約十倍の格差となっている。

また巡査・教員を含む官吏や会社の支店員には、本俸と同額でいどの海外での「在勤手当」が支給されている。その分、日本国内の同一職種より増収となる。このほか宿舎料も等級により異なって支給され、勅任官一級地五

表2 日露戦後在朝日本人の収入一覧

職 種	月収(円)
東 拓 総 裁	500
東 拓 理 事	208~292
東 拓 総 裁 秘 書	167
東 拓 書 記	20~100
東 拓 雇	25以下
民団民長(京城) 1~3 級	183~250
民団助役(京城) 1~3 級	100~150
民団書記(京城) 1~10 級	30未満~80
民団使丁給仕(京城)	6~25
領事館付き巡査	14~15
小学校教員(平均) 加俸含	35
大 工	40
日 雇 い	13~15
下 婢(京 城)	6~7
下 婢(釜 山)	3~4

【実業】9(官吏), 19(民団), 41号(東拓), 【朝鮮公論】1(2)より作成。

○円、判任官三級地一○円などが支給された(『朝鮮』七〇号)。また高級官吏・役員には賞与や交際費も支給され、それらを合わせると一万円を越す年俸となるものもあり、五百円未満の下層や百円未満の最下層との格差はいっそう激しいものがあった。

他方、商人層の収入は、一九一三年時点の京城の最大資産家中村再造の場合、動産不動産あわせて五〇万円とされており(『朝鮮』六九号)、利回りからみれば一〇%なら月四千元、五%でも月二千元の収入になる。釜山の

巨商迫間房太郎は同地の家賃収入のみで月額二、三千元といわれていた(『実業』五号)。一九〇七年の釜山実業家の最多営業税額は五四〇円であり、税率三%で逆算すると年収は一万八千元となり、月額千円を越して高級官吏と肩を並べる。小売商は運転資金一千円の場合、一ヶ月五〇円の収入は確実とされた。店員は一級十五円から八級四円まで、見習店員は一級二円五〇銭から四級一円までで、ほかにそれぞれ食費・舎宅料や食事が出た(『実業』四九、五五、六二号)。いずれにしても大きな格差があり、それらがほぼ日本人居留地や居住区に混住し、また有力商人でもつい数年前までは下層の被傭人であるようなことも多かったのである。

こうして上・中・下層にランクづけされた某上級官吏、判任官吏、そして大工の家計を示すと表3のようになる。米代、副食物、茶味噌醬油、菓子牛乳代を合計した「食費」比率は、それぞれ十八・二、二九・五、三五・一%となる。また別の資料にみられる最下層に位置した支出十六円の家計では、「食費」比率は五〇・二%にのぼっており(『実業』九〇号)、低収入ほど食費比率が高いことが明白である。また家賃、衣服費、交際費、下女使用

(47) 朝鮮居留地における日本人の生活態様

表3 京城在住日本人家庭の階層別
1ヶ月生計費(単位: 銭)

支出項目	上(8)	中(5)	下(2)
衣服費	1500	500	—
米代	1300	1000	450
副食物代	3000	1100	500
茶味噌醬油	1000	400	250
菓子牛乳代	700	300	200
家賃	3500	1700	550
薪炭油代	600	400	150
雑費(家具費)	500	300	120
交際費	1500	300	—
酒代	500	200	400
煙草代	500	250	200
新聞雑誌代	300	150	35
主人小遣い書物代	3500	800	—
奥様貯金小遣い	2000	—	—
子供貯金玩具	1800(3)	200(2)	—
子供通学料	200(1)	—	—
諸雑費交通費	1500	—	—
臨時費(医薬料)	500	300	35
主人保険料	1000	—	—
筆紙墨郵便電報料	500	—	50
水道料	—	—	50
貯金	5000	1000	1000
下女	1400(2)	600(1)	—
朝鮮人	700(1)	—	—
計	33000	9500	3990

① 「京城に於ける上中下の生活費調」『実業』81号、1912年11月、より作成。

② () 内の数字は人数を示す。

③ 「下」の部の茶代は「菓子牛乳代」中に含む。

料、貯金、小遣いなども上層と下層で大きな違いのあることがうかがえる。一方、酒代、煙草代は大きな違いはなく、そうした部分で格差のうさを晴らしていたといえるよう。

2 衣食住の形態

① 服装

服装に関しては、まず一八九四年に京城の有力商人が

参集した際の記念写真によると、男性十四名全員が和服であった。⁽¹³⁾それが、一九〇九年の京城民団公職員の記念写真をみると、総員九六名のうち、女性は一三名全員が和服であったが、男性七四名中六五名が洋服になっていた(『朝鮮』三卷二号)。また一二年秋の各地民団議員の記念写真では三四名中二一名が洋服であった(『朝鮮』六七号)。つまり、日露戦争をあいだにはさんで、官吏

はもちろんのこと、上層商人や「準官吏」クラスの男性において洋服が急速に浸透したことがうかがえる。これに対応するように洋服店も増加し、日露戦前の京城では一、二軒であったのが、一九一二年頃には六〇軒を数えるようになる(『実業』八一号)。

このような洋服の着用は、値段は日本内地に比して二割方高く、よいもので一着三四、五円であったにもかかわらず、中・上層の在留日本人にかなりのスピードで進んだといえる。それは一面では朝鮮の冬季の寒さに対応するためであったが、他面ではこの時期進んだ上層朝鮮人の洋風化への対抗意識もあったとみることができる。

なお婦人たちは「呉服屋の門に出入し以て衣服を飾るを唯一の楽しみ」(『朝鮮』四巻五号)とあるように、高等官婦人を中心に、一九〇六年に開店した三越呉服店京城出張所などに通い、「季に遅れず流行の魁」となり、東京流行品をいち早く購入した。一九〇四年に近代的百貨店に転換した三越の特徴は、店前装飾で流行品をみることで、下足のまま奥まで入り手に取って品物をみることができ、各商品には正札がついているというもので、京城出張所には店員三四、五名が詰め、メッセンジ

ャーボーイが二人いて自転車で配達するというシステムであった。また地方部では『三越タイムス』などを頒布し通信販売によって注文を受け、購買意欲を促進した(『朝鮮』三巻五号、『実業』八四号)。

② 食料

まず米に関しては、開港当初は日本より輸入していたが、一八九〇年以降、日本への輸出が増大するにしたがい、開港場には安価な朝鮮米が集散するようになり、同地の日本人もこれを購入・飯食するようになる。

野菜についても、京城では、以前は「青菜大根、人参、午旁の類に至るまで日本人側は多く母国から仰いで居た」といわれ、したがって価格も高かったが、併合前後あたりから市街付近において蔬菜栽培を営むものが日本人や中国人に多くみられるようになり、また朝鮮人農家でも種苗業者より種子を購入し日本野菜を栽培する者が出てきたという(『実業』五八号)。その他、魚も近海でとれるものが手に入り、酒、醤油については日本人の製造業者が進出して製造した。

こうして米・野菜・魚・酒・醤油に関しては、ほぼ日本内地と同等のものが三割方安く手に入るようになった

という(『実業』二八号)。ただし、豆腐に関しては「松葉の柔き薪木でホンノリと煮ねば豆子の寄りが悪い、釜山の豆腐屋は何れもコゲ付の臭あって甘からず、堅材で一時的に遣るからなり」(『実業』一四号)とあるように、日本内地の味はなかなか出せなかったようである。

洋物では牛乳も日露戦後頃より製造販売され、精選・消毒を経つつ一合二〜八銭で病人や小児を中心に需要され、それに付随してバターも一斤入り一円三〇銭で韓国畜産会社が製造販売した(『朝鮮』四卷四号、四三号)。さらに果樹はりんご・なし・もも・ぶどうを中心に京城周辺で栽培された(『朝鮮』七五号)。なお飲酒量は、戻税の關係で廉価であったことも起因して、内地では一人一ケ年で八升五合七勺であったのに対して、三斗五合とたいへん多かった(『朝鮮』四一号)。また京城のビール消費は、日露戦前は関西人が多かったため大阪系のアサヒが売れたが、戦後は東京風に染まった官吏や軍人が多く来住してサッポロが優勢になり、サッポロ六〇、キリン十九、アサヒ十二の比率となる(『実業』六一号)。南山麓にはキリンビヤホールもできている(『朝鮮』一卷六号)。

③ 住居

家屋に関しては、日露戦争時の釜山居留地では、「満街挙て日本風の家屋」で、居留民役所、商業会議所、商品陳列館は洋風の家屋(『実業』一号)とあって、和・洋建築により、あたかも朝鮮人に誇示していることがうかがえる。

もっともそれらは階層によって大きく異なり、とくに京城などのように冬季の寒さの厳しい所では、「偉い人や金持は西洋館にしてストーブを焚く、日本家屋へ瓦斯ストーブを備える、又日本家屋の一部の床を温突仕掛けにし」とか、「大官連や銀行会社の重役以上は立派な西洋館で、且つ日本家屋もつづいた家を官舎だの舎宅として与えられている。便利の為に温突の間位は残しておく」というように、上層では暖房設備を完備させ、和・洋・朝鮮式を並存させることができた。他方、中流に位置した奏任官の下位から判任の人々は日本建ての官舎で、銀行、会社の社員の舎宅も、瓦斯ストーブを備える、炬燵を置く、一間を温突にする、とあって西洋館というわけにはいかない。下層の「判任のビービーから雇員、小商人、銀行会社員、巡查、小学教員の多くは温突住ま

い」とあって既存の朝鮮家屋に住んだ。さらに独身者の場合は一間のみで、それも日本家屋の寒い部屋に住むことが多かった(『朝鮮』六六号¹⁴)。つまり、春夏秋冬は日本風の畳の部屋で暮し、冬は朝鮮風の温突に生活すればよい、というのが理想であったが、それを享受し得たのは中流以上層だったのである(『朝鮮』五〇号)。もっともこの温突にしても、慣れないうちは目眩や頭痛を起こしたという(『実業』五号)。

次に電燈の普及状況を見ると、日露戦前頃より各地に電力会社が設立され、京城では一九〇一年より一〇年までの間に、一二四軒八一四燈火から六五五軒一二九三六燈火にまで増加している¹⁵。その料金は、当初は十六燭光で一ヶ月二四五〇銭で「無比の高価」といわれるほどであったが、徐々に引き下げられて二円以下になり、官舎は割引料金で一円六〇銭であった(『実業』五二、六五号)。

3 生活環境

① 湯・水道・火災

風呂好きの日本人の居留地には早くから湯屋ができ、中・下層民の交流の場となった。湯銭は釜山では二／

二・五銭であったが、水不足の京城では一人五銭にのぼったという(『実業』六号¹⁵)。銭湯は朝鮮人にも随時浸透していくが、初期の晋州の場合にみられるように、日本人と朝鮮人とで別々に湯槽を設置し、午後六時過ぎになるまで朝鮮人には入浴を許さないとするように(『実業』二一号)、差別的待遇がなされた。風呂場の構造は西日本出身者が多かった関係から、流し場は板張りではなく石畳でできた上方式だったという(『実業』七四号)。

水道については一八九五年に釜山で給水が始まった。以後各居留地に広まり、一九一二年の京城では、総人口二六万人中四分の一に普及した(『朝鮮』四八号)。

火災は日本家屋の場合とくに深刻で、京城では毎年二〇〇回近く発生し、一千万円前後の被害を受けた。これに対し居留民団と警部総監部直轄でそれぞれ消防隊が組織され、蒸気ポンプを備え、消火水は無料で供給された(『実業』八二号)。

こうした「公益事業」は、欧米文明国人が他邦文野のていどを試験する対象とされ(『実業』二四号)、文明国としてはぜひとも備えておかねばならないものとされた。

② ゴミ・糞尿

各家庭からは当然のことながら毎日、生活のゴミ・糞尿が排出される。京城では一日に一千石余の塵芥、八百石近い糞尿が発生したという（『実業』五一号）。

こうしたゴミ・糞尿問題の処理は、各地の居留民団や日本人会、警察が統轄し、請負業者や常設人夫が回収した。釜山では一ヶ月二〇銭から六円の料金で、塵芥は三日に一度、糞尿は五日に一度回収し、当初は郊外に放棄していたが、のちには小蒸気船で港外に放擲するようになる（『実業』二一八号）。なお京城では光熙門外に堆積し肥料として一斗一銭内外で販売したという（『実業』五〇号）。

また釜山では釜山清潔組を、京城では漢城衛生会を組織し、警察官憲の援助を得て、①各戸塵芥除去②糞尿の汲み取り③公共便所の設置④道路の掃除・散水⑤溝渠及び下水の浚渫などの事業を行った（『実業』五〇号）。さらに毎年四、一〇月には「市内大清潔法施行」と銘うって、清潔法の一斉励行を実施する⁽¹⁵⁾。

これらの施設の整備は、伝染病の予防とともに、やはり「衛生状態の如何が国の文野を識別すべき標的なり」⁽¹⁷⁾

（総督府中野警務官『朝鮮公論』一卷八号）という発想があり、併合新政にともない、文明を誇示すべくいっそう徹底された（『実業』二一八号）。

III 精神世界・余暇・娯楽

1 精神世界

① 国家イデオロギーの浸透

朝鮮居留地にあつては、成功物語や官吏などへの在勤手当の支給によって一攫千金主義が蔓延し、浪費・華美に流れる傾向が強かった。こうして「在韓同胞の奢侈を戒む」とか、「一般の生活が甚だ華美に過ぐるのみならず、送迎其他各種の社交に驚くべき高価を払い、寧ろ之を以て誇りと為すが如き」としてこれを戒める記事なども掲載される（『実業』三七号）。

おりから一九〇八年に明治天皇により「戊申詔書」が出され、それを受けて『満韓之実業』（三九号）と『朝鮮』（二巻三号）の両雑誌は、朝鮮在留日本人も、とくに輕佻・浮華・奢侈に流れる悪風醜俗を改め、日本帝国臣民として勤儉力行し、韓半島を新日本化しなければならぬと主張する。さらに満韓実業協会は、東京に設立

された「実業理想団」(博文館内)の「吾人は戊申詔書を以て本団の信憑とすべし」を受けて、同団の連絡先を買って出る(『実業』四四号)。

また「天皇を頂く以上は軍の行動と優劣なく是又勉むべきは義務の当然である」(『実業』五号)として、軍事的進出と一体であることを強調し、伊勢神宮の建立にあたっては、「朝鮮は今や我邦土なり。在留者が伊勢大神宮の分祠を請願するは何が為ぞや、永住の意気を堅固ならしめんが為なり」(『実業』七六号)と、分祠をいただくことで永住の意気を高めようとする。

他方、子弟の教育においては「中には韓国に誕生して母国の何物たるを実験せざる生徒も鮮なからざれば任に教育に在るものの最も注意すべきは、如何にして愛国心を涵養すべきやに存す」と危機感を持ち、増加しつつある二世に向けて内地観念の鼓舞↓愛国心の鼓舞↓国威の発揚に努める。¹⁸⁾つまり、母国を愛慕する観念を持ち、朝鮮に新日本を建設すべく奮闘せよという発想である。国家の意向とそれに沿ったジャーナリズムの役割をよく示しているといえよう。

② 宗教

日本からは仏教を中心とする布教も盛んに行なわれ、釜山開港直後の大谷派東本願寺別院開設を皮切りに、日清戦争前後にかけて浄土宗、曹洞宗、西本願寺、日蓮宗などの布教が積極的に行なわれた。¹⁹⁾

木浦の事例では、一九一三年時点で、真言宗二〇〇、西本願寺七三〇、東本願寺二〇〇〇(他に朝鮮人二〇〇)、日蓮宗一〇〇、松島神社七八九一、天理教五四(他に朝鮮人三三八)、金光教一四九(他に朝鮮人一)という信者数であった。東本願寺の勢力の強いこと、また朝鮮人にも天理教を中心に一定で浸透していることがうかがえる。なお日本人の信者合計は一万一二四人となつて同年在留日本人数五六二八人の約二倍となる(『実業』九三号)。神社参拝者も含めた結果であろう。

寺院の事業としては、一般の布教、冠婚葬祭のほか、幼稚園・小学校などの教育事業、行旅病人救護所運営、監獄教誨・守備隊布教などがあり、布教に際しては、「難病・業病」救済を唱えたり商人に「自利利他」を説き、在留日本人の精神的拠り所となつた(『実業』十九七〇号、『朝鮮』三二号)。

2 娯楽・趣味

表4 釜山方面日本人購読雑誌一覧(1908年12月中)

誌名	部数	誌名	部数	誌名	部数
実業之日本	240	太陽	70	文章世界	25
文芸倶楽部	160	実業之世界	50	農業世界	25
女学世界	120	商業界	50	英語雑誌各種	18
婦人世界	110	東京パック	40	数学世界	15
朝鮮	100	中学世界	35	東京滑稽	15
少女世界	100	新小説	30	経済雑誌各種	10
少年世界	100	旅行案内	30	宗教雑誌各種	10
太平洋洋	90	教育雑誌各種	30	英語世界	10
冒険世界	90	絵ばなし	30	医学雑誌各種	7
実業少年	80	日本及日本人	30	大阪パック	5
滑稽新聞	75	少女界	30	計	1930
日本少年	70	ほとゝぎす	30		

「釜山方面雑誌売捌の状況」(釜山吉田博文堂取扱分)『実業』41号、1908年12月、32～33頁より作成。

① 読書・詩歌

居留地に在留した日本人の余暇活動としては、とくに初期の頃は「呉服屋と料理屋と娼婦の繁盛を見るのみ」(『朝鮮』四九号)といわれたが、読書は盛んで、単行書

で植民地論が出るとすぐに読まれ、小林博士の『植民地財政論』も非常な売れ行きであったという(『朝鮮』六九号)。その一方、釜山では表4のような雑誌が購読されていた。経済や語学関係の実用的雑誌のほかに、発行頻度から勘案すると最多の『文芸倶楽部』をはじめ、博文館発行の雑誌が多く読まれていたことがわかる。日本内地の都市文化への憧憬といえようか。こうした読書傾向に対して、「軟弱」として批判する論文も現れるほどであった。²⁰⁾

俳句・短歌・詩歌類については、俳句同好会や雑誌への投稿、歌に詠み込まれた詩などで、その内容を知ることができると。たとえば蘆谷蘆村という人物の「朝鮮経営の歌」には、「嗚呼豊公よ、汝が裔は 今八道を手に握り 陸をば拓き、海漁る」で始まり、秀吉の朝鮮出兵が歌い込まれている(『実業』三三号)。また宮津ぶしの節で作られた「韓海漁業の歌」の八番には、「八つ野蜜の清韓人をいたわりなづけて開導感化せよ 文明国民益々盛んに」とあり、文明国日本が漁業を通して遅れた清韓を感化開導することが歌われている(『実業』七号)。さらに「京城民団立高等女学校開校式の歌」には、「韓の

表5 釜山「諸興行」一覧

種 別	日数
劇 演 劇 演 劇 行	207
士 連 節 節 優 興	70
浮 氏 節 俳 興	5
源 旧 排 撲	30
相 活 動 寫 眞 及 ニ ヱ カ	20
手 品 手 踊 踊 躍 燈 節 行 行	19
祭 文 淨 瑠 璃 幻 節 行 行	12
淨 瑠 璃 興 興	49
ウ カ レ 興 興	15
輕 業 瑟	37
琵琶	24
計	3
	494

相沢仁助編『釜山港勢一斑』日韓昌
文社、1905年、259頁より作成。

荒野に植えそめし 撫子草の生い先を いや長かれとい
のるなど 今日のむしろの楽しさよ」とあって、荒野の
朝鮮に定住し長く発展していくことが祈念されている
『実業』三七号)。すべてがこの調子であったわけでは
なく、なかには「蒜の臭みも慣れて秋の旅」とか、「秋
の夜をもてなしぶりの宿の妻」「温笑やほとほとした
尻加減」など、朝鮮の生活習慣に慣れて満足している様
を詠んだものもみられる(『実業』二〇号)。しかし概し
て、先のような秀吉以来の念願の領土を手に入れた文明
国人日本人が、遅れた朝鮮を感化開導し長く発展してい
くという類のものが主流を占めていたといえよう。⁽²¹⁾

② 観劇

つぎに日本人の余暇として人気があったのは観劇であ
った。劇場は各居留地に必ずといってよいほど設置され、
大規模な場合は日本人有力者が資本を集め、大阪などに
人を派すか、設計士を招聘して建築した。たとえば釜山
では、有力商人大池忠助と五島甚吉が発起し、資本金三
万五千元で一九〇七年に釜山座を設立した。建築費は二
万円、建坪二四二坪、一二〇〇名収容で、当時「満韓」
では随一の規模をほこったという(『実業』十七、二六
号)。

一九〇四年中の釜山の小規模な劇場ではあるが、そこ
で上演された出し物を掲げると表5のようであった。壮
士演劇、浮連節演劇(浪花節演劇)、祭文淨瑠璃がとく
に人気が高かったことがうかがえる。これらの料金は、
一九一三年の京城では寄席の浪花節が最下等で二〇銭、
芝居の「豊稜敷」で三〇から四〇銭とかなり高価であっ
たという(『実業』九〇号)。

大正期に入ると活動写真常設館が京城には四館でき、
長尺物を取り寄せ、活弁も充実させ、「塩原多助」や
「桜島爆発」が人気を博した(『実業』九六号)。

これらの施設は、小松緑総督府外事局長によれば、趣

味と快楽を旨としたものが多く、それは慰安という面ではよいが、雄壮活発で教訓的なものも欲しいとしている(『朝鮮』四九号)。けっきょく官民あげてこれらの施設に期待するところは大きく、それを通して日本人の定着促進や、のちに見るように朝鮮人の融合・啓発をはかろうと考えたのである。

③ 遠出

屋外娯楽場としては、公園や海水浴場、温泉、遊園地などがあり、とくに釜山絶影島の牧の嶋遊園や馬山海水浴場、仁川月尾島などが著名であった。このうち牧の嶋遊園は、「激務半日の閑をさき清遊を試み給へ」の宣伝文句のもとに煮花・煙草・洋酒・碁・将棋、風呂、渡船花などが用意され(『実業』二号)、ここで各県別に設立された県人会・郷友会などが挙行された。そして温泉や海水浴場には鉄道の割引切符なども発売されている(『実業』一〇、二六号)。

また京城では一九〇八年に昌徳宮動物園が開園し、禽獣あわせて三〇〇余、職員は内地人三人(うち獣医一人)、朝鮮人八人を擁し、一九一一年にはインド象の購入も計画された。入場者は、雨季は平日五、六百人、日

曜千人内外、花季は三、四千人、日曜大祭には六、七千人から九千人にのぼったという。このほか宮内府の植物園や博物館も公開されている(『朝鮮』四二、四九号)。

公園については、京城では倭将台公園が九七年に設置される。それは、在留日本人の散歩や慰安のためとして韓国政府より永代借り入れを約したもので、桜樹六百本を植え、大神宮を併設し、「二七、八年戦没記念碑」を建立し、一九〇〇年には殉難者招魂祭を開くなど、日本のシンボリック存在であった。⁽²²⁾

④ 祭礼・イベント

日本人居留地の祭礼としてはまず招魂祭があげられる。京城ではやくも一八八五年に甲申政変犠牲者の追悼祭が挙行された。当初は民間人によって行われたが、皇大神宮設置以降は神職が行い、のち仏教徒も参加し連合読経がなされた。そして戦争を重ねるたびに招魂対象は拡大し、一九〇六年の京城の招魂祭では、正午に京城駐劄軍観兵式、砲兵隊の空砲発射、柿栗菓子等の路店の出店、一時に居留民の祝賀会、南山公園立食の宴、四時に理事庁後庭で一大園遊会、さらに九時には統監邸の夜会と、官民一体で延々と続いた(『実業』一八号)。

その他の祭としては、神社の例祭として、一月一日四方拜、一月三日元祭、一月三十日孝明天皇祭、二月十一日紀元節、三月二日春季皇霊祭、四月三日神武天皇祭、九月二三日秋季皇霊祭、十一月三日天長節、十一月三日新嘗祭、十二月三十一日年祈祭があった。ただし天長節、四方拜、紀元節、神武天皇祭は朝鮮で実施するには気候が寒すぎたという(『朝鮮』五一号)。

また居留地祭が各居留地の開港日に設定されており、居留民会が主催し、神社を中心に実施された。毎年一月十六、七日に実施された京城神社大祭では、御輿が南山↓龍山停車場前の御旅所↓南山とねり歩き、いやでも朝鮮人の目にふれた。地方では「新開朝鮮の農業地で盛んに農民大舞踏会の奨励を望む」とあり、盆踊りの開催が提唱された(『実業』七八号、『朝鮮』五一号)。

他方、新聞社等の主催により各種イベントも実施された。たとえば京城日の出新聞社主催の水上市運動会、一九一四年四月三日の神武天皇祭にあわせた朝鮮公論社の競馬大会(それには一〇万人が参集した)、同年七月の明治屋主催の東京大相撲、同年八月の朝鮮新聞社主催の花火大会などである。こうして日本人の定着観念はますます

す高揚し、朝鮮人への文化的威圧も強めていったのである。

IV 定住化と異文化接触

1 定住化

朝鮮居留地に進出した日本人はいつごろより定住を決定するようになったのであろうか。当初は日本の支配権も定まらず、一八八二年の壬午軍乱、八四年の甲申政変、さらには日清・日露戦争に際して、一時的に避難することもあった。それが、日露戦後に日韓協約を締結し、統監府を置き、土地所有権や司法権などを掌握し保護国化を進めていく一方、先にみた娯楽施設なども随時整っていく過程で定住化が進んだとみてよい。それは居留地人口の男女比や年齢別構成によっても確認することができる。たとえば京城では、一八八九年時点で男三五四人、女一七三人で、男一〇〇に対して女四八・九であったものが、一九〇六年に男性六四四七人に對し女性五二七七人で、男一〇〇に對し女八一・八にまで接近する。さらに一九一〇年には年齢別人口でもっとも多いのは一歳というところになって、いずれも定住化が進んだことを示し

ている。⁽²⁵⁾そしてこうした定住化の進展によって、またいつそう様々な諸施設が腰を据えて整えられていく。それがさらに日朝間の異文化接触のていどを深めさせていくことになった。

もっともこの間にも、「如何にして土着心を養成す可きか」や「朝鮮は最早出稼地にはあらざるなり、儲けたら帰^(ママ)んなんかを歌うべき土地には非ざるなり、此土は我皇土なり、此土は我墳墓の地なり」(『朝鮮』四九、七五号)など定住を呼びかける記事が出されており、定住化が順調に進んだわけではなかったことを示している。

2 異文化接触

① 日本人の朝鮮化

朝鮮在留日本人の生活スタイルにおいて、朝鮮化がどのように進んだかに関する資料は必ずしも多くない。それは実際も朝鮮化はほとんど進まなかったということか、それともそうした記事はできるだけさしひかえたとみるべきか、直ちに断言はできない。ここでは少ない事例ではあるが『実業』や『朝鮮』にあらわれた記事を拾うことでこの点をみてみたい。

まず一九〇五年に仁川を視察した記者の談によれば

「仁川の商人は上下活動的である日本式である決して朝鮮化していない」とあり、大阪風の飲食店街や劇場などを建築し日本式都市建設を進めている様子が紹介されている(『実業』四号)。

他方、「朝鮮に二十年も住んで居て境遇上、二年又は三年に一度宛内地の新空気を呼吸し得ぬ者はドーモ挙動風采までスッカリ韓人化して終うようである、韓服を着て、長管をクワえて居る処韓人ソックリである」(『実業』五二号)という記事もみられ、そうした朝鮮人化を怠慢化の象徴としてとらえ、これに危機感を募らせている。

しかし氣候風土の面から、とくに冬の寒さは日本風の生活スタイルでは対応できず、すでに述べたような洋服着用や温突部屋の利用、祭祀実施の困難など朝鮮式を受け入れあるいは理解せざるを得なかった。また朝鮮人との取引や雇用関係などにおいて、はっきりと物事を言わなければ通じないということも、随時学んでいくようになる(『朝鮮』六六号)。もっともそれらを文化的差異としてではなく、蔑視対象として認識したという点に特徴があった。日本のように文明化していないということ、

極端な場合には日本に比べて寒いといった異質点とが重なり合い、蔑視の対象とされた。そしてこの蔑視表現は日本人内部の階層差によって異なり、とくに下層の場合には必ずしも自ら文明化し得ないところもあって、そうした苛立ちを交えつつ直接的になされたのである。

② 朝鮮人の日本化

日本人の朝鮮進出により、商品陳列館の開設、商人の売り込みや生活・各種イベント・公共施設の披露を通して、好むと好まざるとにかかわらず、朝鮮人の消費生活や習慣面に大きな影響を及ぼしたことは否定できない。⁽²⁶⁾

まず消費生活部面では、都市の上層を中心に洋服の浸透が著しく、丁字屋では三割が朝鮮人向けであったという。また付属品として、帽子、絹綿ハンカチーフ、ホワイシャツ及カラー、靴なども購買された(『実業』一八号)。

一九一四年の「過去四年間に於ける京城市街の変化」(『実業』九五号)によれば、生活上に日本趣味の増加したことから、「子供などで固有の飴を嫌い菓子を食べぬ者は如何なる貧民にも一人もない、又茶の飲用が甚だしき勢にて広がりつつあり、砂糖、日本酒、日本醬油の

使用より『ツルメギ』の材料に用うる切地の如きも日本製絹布を散見する様にな」り、「ケバケバしい好みの間に幾分渋味を解する様子も忍ばれる」といったことをあげている。つまり趣味・嗜好の変化も見られるようになったのである。さらに価格低廉であれば、蚊帳、タタル、ビール、葡萄酒なども需要され、また地方の場市でも、石油、マッチ、ランプ、綿糸綿布、金物、煙草などが買われていった(『実業』十九、二五、三四号)。けっきょく「日本人が需要する各種商品は総て韓民之を需要し、日常の家具裝飾皆漸次日本化するの傾向ありと知るべし」(『実業』一八号)とあり、日本人の需要する様を見て徐々に浸透していったこと、日本商人による製品の改良や低価格化などを通して積極的売り込みがあったことがうかがえる。ただしこうして浸透していった商品は概して「舶来品」が多く、そのため日本製品の売り込みを国家的事業と観念するようなこともあったのである。⁽²⁷⁾

次に習慣面でみると、今村鞆警務總監部南部警察署長によれば、都市の共同生活の意義の理解、貯金思想の普及、清潔観念の進歩などが見られるようになったという

『実業』九五号)。それらもまた、「朝鮮人を指導する上に就て見るも、唯々勤勉なれ、節約貯蓄せよとのみ云う

も効能の少ないもので、人は何にがな慰安の途がなければ段々倦怠を来す」といった観点から、衛生施設、公園、劇場、趣味を完備・伝播し、日本人が朝鮮に腰を据えて長久の事業に取りかかることをさし示して初めて普及し得るとされた(『朝鮮』四巻五号、三九、五一号)。朝鮮人側にしてみれば、たとえ生活面で合理的なシステムであっても、植民者を通して入ってくることに對して、割り切れない想いを抱くことになる。

他方日本人側は、朝鮮人が完全に日本人化してしまうことについては、激しく嫌忌した。たとえば「鮮人の改名を排す」という記事にみられるように、日本人と区別がつかなくなると「不便」で、取締監督上も不都合だといふのである。そして「朝鮮人は思想好尚風俗慣行其他凡百の点に於て内地人と趣を異にす」(『実業』六四号)と、日本人と異なる点を強調する。こうした矛盾は、「内鮮結婚」の推進においても認められるところであり、完全に融合して「固有の日本人」が消滅することはよしとしなかったのである。

おわりに

日本の朝鮮植民地化の過程で、生活の諸局面を含めた文化の移植の問題は非常に大きなウエイトを占めたと考えられる。それは、そうした文化の担い手＝侵略の人的基礎としての在留日本人の定住化を促進するうえでも、また朝鮮人を生活の隅々にいたるまで威圧し支配するうえでも重要なものであった。

そうした観点から政府は、日本人の渡航と定住化に對して、様々な「便宜」をはかる。たとえば日露戦争に際して旅券携帯の必要なしとするとか、徴兵検査の実施場所を朝鮮内各地に設定するなどである。また文化的施設についても、日本精神を保持しつつ遅れた朝鮮を誘導啓発するというイデオロギ―を流布する一方で、高級官吏に對して豪華な舍宅を建造し、また娯楽・慰安・衛生施設の建設や祭礼・イベントなどを推奨する。

在留日本人もこれらの要請に應え、居留民団を中心に水道・消防・衛生組合・公園など公共施設・組織を完備し、文化団体・劇場を設置し、祭礼・各種イベントを実施し、文明国人であることを強調する。その一方、「舶

来品」ばかりでなく日本製品の売り込みを国家的事業と位置づける商店なども存在した。

ただし政府の意向と在留日本人の意向がすべて合致して進んだわけではなかった。たとえば徴兵や徴兵検査を忌避したり、軽佻・浮華・奢侈を戒める「戊申詔書」が出されるが、あいかわらず酒量は多く、雑誌も「軟弱」と批判されるようなものを好んで読み、演劇も慰安・快楽を対象とするものを歓迎した。定住を呼びかけられつつも、一攫千金ののちは内地に帰ることを想定する者もなかなか減少しなかった。

こうした在留日本人の「反発」は、自然な生活心情から来るものであったとともに、在留日本人間の著しい階層間格差に依るところが大きかった。

ともあれ、日本人内部にあって日露戦後に東京在住の官吏が多く渡航するようになって以来、東京風と大阪風の融合は進み、また日本人の朝鮮化・朝鮮理解も、定住化が進行して、気候風土や取引・雇用関係などの面で朝鮮式に合わせることが得ないことがわかるようになり、進んでいく。もっとも朝鮮化の場合、そうした点を文化の差異として受け止めるのではなく、蔑視対象や怠

慢化の象徴としてとらえたところに特徴があった。それは文明国人としての優越意識に固められていたことに起因しており、その表現の仕方は階層差によってまた異なっていたのである。

他方、朝鮮人の日本化は、消費部面や生活習慣面で否応なく進行した。もっとも朝鮮人にとっては、それがたとえ合理的なものであっても、日本人を通して入ってきたということに、割り切れない想いを抱くことになるのである。また日本人側にあっても、朝鮮人が完全に日本化し、日本名を名のったり「内鮮結婚」によって融合することは激しく嫌忌した。それによって「固有の日本人」と区別がつかなくなることを恐れたのである。ここに日本文化の浸透とそれにより朝鮮人の融合をはかるという政策の根本的矛盾が内在していた。

(1) 『朝鮮総督府統計年報』一九一〇年度、五七、八二、八七頁。

(2) 梶村秀樹「植民地と日本人」『日本生活文化史八 活のなかの国家』河出書房新社、一九七四年。

(3) 崔古城編著『日本植民地と文化変容 韓国・巨文島』御茶の水書房、一九九四年、中村均『韓国巨文島にっぽん

村」中公新書、一九九四年。

(4) 外務省記録『清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並同雜件』自一八八九年。

(5) 以上の政策や居留地行政については、拙著『在朝日本人の社会史』未来社、一九八九年、第一章および拙稿「在外居留民の社会活動」『岩波講座近代日本と植民地』五、一九九三年を参照のこと。

(6) 相沢仁助編『釜山港勢一斑』日韓昌文社、一九〇五年、二四〇、二四九頁。

(7) 京城居留民団役所編『京城發達史』一九二二年。

(8) 『法令全書』一九一一年「府令」。

(9) 朝鮮人側については、一九〇九年に民籍法が、一九二三年七月には朝鮮戸籍令が施行されている。

(10) 以上『法令全書』各年より。

(11) 大江志乃夫『徴兵制』岩波新書、一九八一年、一〇九頁。

(12) この数値は東京の工業労働者などの家計と比較して低率であると考えられるが、『統計集誌』三三八号、一九〇九年四月、米価が低率である一方、家賃比率がいずれも一〇%を上回っている結果とみられる。

(13) 『日韓実業界』三卷十号、一九一〇年一〇月、六九頁。

(14) 『日韓実業界』三卷十一号、一九一〇年十一月、五二頁。

(15) 一九一〇年には四銭に値下げされたが、同じ頃の内地の湯銭二・五銭と比べてほぼ二倍であった。またよく

比較される電車賃一区は十一年に五銭から三銭に値下げされ、かけそばは高く、十三年には五銭であった(『実業』九〇号)。

(16) 森田福太郎編『釜山要覧』釜山商業会議所、一九二二年、九三頁。

(17) 一九〇九年にはコレラが流行し朝鮮人四五三名、日本人四二名が死亡した(『朝鮮』四卷二号)。

(18) 『朝鮮新報』二三二〇号、一九〇六年九月十一日付、『朝鮮公論』一卷七号、一九一三年一〇月、三二〇三頁。

(19) 『海外之日本』一卷一号、一九一一年一月、九四〇五頁。

(20) 「腐敗せる日本の青年」『日韓実業界』三卷五号、一九一〇年五月、四八頁。

(21) なお漢詩については「高官連は朝鮮人種手前漢詩位作れなくては」(『朝鮮』六六号)とあるように、朝鮮人の方が優秀であることを認めざるを得なかった。

(22) 前掲『京城發達史』九二、一〇二、四四七頁。

(23) 『朝鮮公論』一卷八号、一九一三年一月、口絵写真、五八頁。

(24) 『朝鮮公論』二卷四号、一九一四年四月、二卷八号、一九一四年八月。

(25) 前掲『京城發達史』四三五頁。

(26) 釜山の商品陳列館では、開設後ほどなくして、売上は日本人・朝鮮人で五分五分になったという(『実業』一号)。

(27) それは、寺内総督の「朝鮮人を西洋風に化せんとする

のではなく、之を日本的に同化し日本の忠良なる臣民とするにある」といった方針(「内地人と朝鮮人の社会的改革」『朝鮮』五〇号)や、三越出張所会計主任の「韓国に於ては可成我国産品を供給したいと思います。韓国内に日本製品の普及を計ると云うことは我が国家に対する吾々の職務と考えて居ります」(『日韓実業界』三巻五号、一九一〇年

五月、六五頁)という発言にもうかがうことができる。もっとも併合記念で売り出した和服はまったく売れなかったという。

(28) 東郷実『植民政策と民族心理』岩波書店、一九二五年。

(東京農工大学助教授)